



市からのお知らせ

お問い合わせ 電話ホームページ
申し込み 毎月曜日

案内

●国民年金保険料の社会保険料控除証明書発行

国民年金保険料は、年末調整や確定申告で社会保険料控除の対象となります。申告する際には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。同証明書は、国民年金保険料を1月1日～9月30日に納付した方は11月上旬に、10月1日～12月31日に今年初めて納付した方は平成23年2月上旬に、日本年金機構本部から送付されます。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

詳しくは専用ダイヤルにお問い合わせください。

【控除証明書専用ダイヤル】
0570・070・117
IP電話からは03・6700・1130へ

▽受付期間 11月1日～平成23年3月15日(日)の平日(12月29日～1月3日は除く)および毎月第2回

▽受付時間 平日8時30分～17時15分(日は19時まで)、第2回9時30分～16時

厚木年金事務所国民

年金課(☎223・9082)、市保険年金課(☎235・4596)。

●平成22年秋季全国火災予防運動を実施

「消したかな あなたを守る 合言葉」を統一標語に、11月9日(日)～15日(土)までの一週間、全国で秋の火災予防運動が実施されます。これからの季節は寒さが厳しくなり、暖房器具など火を使う機会が増え火災が発生しやすくなります。火災の予防は、日頃の心掛けが重要です。火の取り扱いには十分注意してください。また、枯れ草等の火災を防止するため、土地所有者の方は、家屋付近の雑草等を刈り取るなどご協力をお願いします。

●11月から防災行政無線で帰宅を促す放送を実施

市教育委員会では、子どもたちの安全確保を図るため、11月1日(日)～2月28日(日)、毎日16時30分に、防災行政無線で帰宅を促す放送を実施します。ご理解・ご協力をお願いします。

●私立虹の子保育園の分園が開所

12月1日(日)に、認可保育園として私立虹の子保育園の分園が開所します。現在、12月1日入所を希望する方の受け付けを開始しています。

●住宅防火のちを守る7つのポイント

◆3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用

※平成23年1月以降に入所を希望する方は、入所希望月の前月15日までに申請してください(4月入所の申請は申込時期が異なります)。

◆4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●中央・有馬図書館臨時休館

中央・有馬図書館は、図書館システムの入替および蔵書点検のため、11月15日(日)～30日(土)まで休館します。なお、休館期間中は、自動車庫・かしわ台連絡所での予約取り次ぎ・定例おはなし会・定例映画会が休みになるほか、ホームページも閲覧できなくなります。ご理解・ご協力をお願いします。

●中央図書館(☎231・0968)

●住宅用火災警報器の取付けサポート

市消防本部では、住宅用火災警報器の普及を促進するため、「住宅用火災警報器の取付けサポート」を実施します。これは、「取り付け方が分からない」や「病気がけがなどで取り付けることができない」などお困りの家庭を対象に、消防職員が取り付けを行なうものです。

●消費生活親子講座「親子で料理に挑戦」

11月21日(日)10時～13時(受付9時30分)から、中央公民館調理実習室で対象・定員館(1人での参加も可)

●ソフトバレーボール大会

11月27日(日)9時～13時(受付8時30分)

●エコマーケット

11月17日(日)9時30分～12時

5月31日(日)まで 費用無料。住所・氏名・電話番号を直接または電話・ファクスで、予防課(☎231・0968、☎234・7541)へ。

●中野地区住居表示通知書用封筒の有料広告

市では、中野地区の住居表示通知書用封筒(角2型・1500部程度)に掲載する有料広告を募集します。なお、市内外は問いません。

●第4回くらしのセミナー「裁判員裁判の現状」

海老名市地域婦人団体連絡協議会による、裁判員制度のセミナーです。

●「知的障がい児者の家族の意識調査」報告会

海老名市自立支援協議会知的障がい部会では、知的障がいのある方の家族などを対象に、平成21年度に実施した「知的障がいのある人の将来の暮らし」の意識調査について、結果報告会を開催します。

市では、かながわ労働センター(県央支所)と共催で街頭労働相談会を実施。

●街頭労働相談会

11月2日(日)11時～17時(社会保険労務士の相談は14時)

●環境政策課

☎235・4912へ

●エコマーケット

11月17日(日)9時30分～12時

市では、中野地区の住居表示通知書用封筒(角2型・1500部程度)に掲載する有料広告を募集します。なお、市内外は問いません。

●「知的障がい児者の家族の意識調査」報告会

海老名市自立支援協議会知的障がい部会では、知的障がいのある方の家族などを対象に、平成21年度に実施した「知的障がいのある人の将来の暮らし」の意識調査について、結果報告会を開催します。

●エコマーケット

11月17日(日)9時30分～12時

●ソフトバレーボール大会

11月27日(日)9時～13時(受付8時30分)

市では、かながわ労働センター(県央支所)と共催で街頭労働相談会を実施。

●環境政策課

☎235・4912へ

●消費生活親子講座

11月21日(日)10時～13時(受付9時30分)

●住宅用火災警報器の取付けサポート

市消防本部では、住宅用火災警報器の普及を促進するため、「住宅用火災警報器の取付けサポート」を実施します。

海老名市地域婦人団体連絡協議会による、裁判員制度のセミナーです。

●「知的障がい児者の家族の意識調査」報告会

海老名市自立支援協議会知的障がい部会では、知的障がいのある方の家族などを対象に、平成21年度に実施した「知的障がいのある人の将来の暮らし」の意識調査について、結果報告会を開催します。

●エコマーケット

11月17日(日)9時30分～12時

●ソフトバレーボール大会

11月27日(日)9時～13時(受付8時30分)

市では、かながわ労働センター(県央支所)と共催で街頭労働相談会を実施。

●環境政策課

☎235・4912へ

●消費生活親子講座

11月21日(日)10時～13時(受付9時30分)

●住宅用火災警報器の取付けサポート

市消防本部では、住宅用火災警報器の普及を促進するため、「住宅用火災警報器の取付けサポート」を実施します。

今月の納税・納付
-納期限は11月30日(日)です-

- ◆国民健康保険税(6期)
- ◆清掃手数料(会社等=10月分)
- ◆市営住宅使用料(11月分)
- ◆保育所保育料(11月分)
- ◆介護保険料(6期)
- ◆後期高齢者医療保険料(5期)

安全・便利な
□座振替のご利用を

▽持ち物 運動のできる服装・室内履き ▽費用 無料 ▽参加方法 当日直接会場へ ※ユニフォーム・シューズは各自で準備してください。参加者には粗品を進呈(数に限りがあります)。 ※駐車場はありません。徒歩または公共交通機関をご利用ください。

▽日時 11月7日(日)9時30分～15時(雨天中止)

▽会場 市役所庁舎南側駐車場 ▽主催 地球に優しい行動推進会議(海老名市飛鳥ライオンズクラブ・国際ソロプチミスト海老名)

▽後援 市

▽日時 11月17日(日)9時30分～12時 ▽会場 市役所40会議室 ▽対象・定員 障がい者福祉に関心のある方(市外の方も参加可)・定員200人 ▽内容 調査結果報告、知的障がい者の日常生活の様子や支援体制の紹介、ミニシンポジウム。

▽日時 11月27日(日)9時～13時(受付8時30分) ▽会場 大谷小学校体育館 ▽対象 小学生以上の方(1人での参加も可)

▽日時 11月21日(日)10時～13時(受付9時30分) ▽会場 中央公民館調理実習室 ▽対象・定員 市内在住の小中学生と保護者・20人(定員を超えた場合は抽選) ▽メニュー このこハヤシライス、こんにゃくとエリンギ炒め、卵とじ汁、デザート(サツマイモのチーズ巻き) ▽講師 えびな消費者の会 会員 ▽持ち物 筆記用具・エプロン・三角きん・飲み物 ▽費用 500円。

▽日時 11月1日(日)～12日(金)に、直接または電話で広聴相談課(☎235・4567)へ。結果は15日(日)に応募者全員へ発送。

▽日時 11月19日(日)13時30分～15時30分 ▽会場 中央公民館35学習室 ▽対象・定員 市内在住、在勤の方 ▽先着50人 ▽講師 横浜地方検察庁職員 ▽持ち物 筆記用具 ▽費用 無料。

▽日時 11月4日(日)から電話または直接、市民協働課(☎235・4793)へ。

▽日時 11月1日(日)に、認可保育園として私立虹の子保育園の分園が開所します。現在、12月1日入所を希望する方の受け付けを開始しています。

これは、「取り付け方が分からない」や「病気がけがなどで取り付けることができない」などお困りの家庭を対象に、消防職員が取り付けを行なうものです。

申請は、次の①～⑤のいずれかに該当し、お子さんを養育できない場合に限り(保護者以外の方が養育できる場合を除く)。

①保護者の家庭内外での就労②保護者の病気・出産③保護者が家族の看護④家庭の災害⑤その他。

申請は、次の①～⑤のいずれかに該当し、お子さんを養育できない場合に限り(保護者以外の方が養育できる場合を除く)。

①保護者の家庭内外での就労②保護者の病気・出産③保護者が家族の看護④家庭の災害⑤その他。

申請は、次の①～⑤のいずれかに該当し、お子さんを養育できない場合に限り(保護者以外の方が養育できる場合を除く)。

①保護者の家庭内外での就労②保護者の病気・出産③保護者が家族の看護④家庭の災害⑤その他。